



2024年12月11日

各 位

会 社 名 ジェイフロンティア株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 中村 篤弘  
(コード番号：2934 東証グロース)  
問 合 せ 先 執行役員 経営企画本部長 樋口 雄也  
(TEL. 03-6427-4662)

### 再発防止策の策定等に関するお知らせ

当社は、2024年11月12日付「特別調査委員会の調査報告書の受領のお知らせ」にて公表しましたとおり、2024年11月11日付で特別調査委員会より調査報告書を受領いたしました。当社は、特別調査委員会による調査の結果、原因分析及び再発防止策の提言を真摯に受け止め、本日、取締役会において、当社が取り組む再発防止策を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なご迷惑、ご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。2025年5月期中に下記に掲げる再発防止策を開始または実行し、信頼回復に向けて尽力してまいります。

#### 記

#### 1. 原因分析

特別調査委員会より指摘を受けた事項を踏まえ、当社として今回の事態が生じた原因は下記のとおりであると認識しております。

- (1) 役職員のコンプライアンス意識の醸成が不十分であったこと
- (2) ガバナンスの機能不全・牽制機能の欠如
  - ① 牽制機能の低い組織体制であったこと
  - ② 内部通報制度が有効に機能しなかったこと
  - ③ 本質的な議論を回避する社内情報共有文化・作法であったこと
  - ④ 各取締役の役割分担と監視機能が不十分であったこと
  - ⑤ 実績モニタリング体制がとられていなかったこと
  - ⑥ 内部監査機能が不十分であったこと
  - ⑦ 会計監査人へ会計処理にかかる方針を相談する上で必要な情報伝達が不足していたこと

と

## 2. 再発防止策

当社は上記の原因分析及び特別調査委員会からの再発防止策の提言を踏まえ、以下のとおり再発防止策を策定いたしました。

### (1) 本事案に関する責任の明確化

#### ① 本事案に関する責任の明確化

当社は、今回の事態を踏まえ、本事案に関する責任の所在を明確化することも再発防止の一環をなすと考えております。そのため、特別調査委員会の調査結果を踏まえ、不適切な会計処理等の関与者への責任追及の実施を検討してまいります。

また、本事案に関与した当社従業員については、社内規程に基づき、厳正に処分いたしました。なお、2024年11月13日付「特別調査委員会の調査報告書に関するお知らせ」において公表しましたとおり、神戸聡氏(前取締役)より、取締役の辞任の申し出があったため、当社は、当該申し出を受理いたしました。

#### ② 経営責任の明確化

中村篤弘代表取締役社長より、今回の事態を重く受け止め、2024年12月から2025年2月までの3か月にわたり、月額報酬の30%を自主返納する旨の申し出があり、当社として、今回の事態に対する経営責任を明確にするべく、これを受け入れることといたしました。

### (2) 役職員のコンプライアンス意識の強化 (1. (1) に対応)

#### ① 経営トップからの継続的なメッセージの発信

コンプライアンスを最優先とした組織風土を醸成するために、経営トップ自らコンプライアンス遵守が経営の最重要課題であることを再度明確にし、役職員に対し継続的なメッセージを発信いたします。具体的には、年に一度代表取締役社長自らスピーチを行うとともに、その後スピーチの概要をグループ全役職員に対してメールで配信いたします。

#### ② 役職員のコンプライアンス意識向上

経営トップからの継続的なメッセージの発信に加えて、コンプライアンス意識の維持向上のため、グループ全役職員を対象に、本事案等を踏まえたコンプライアンス研修を毎年実施いたします。

### (3) 執行サイドに対する牽制機能の強化 (1. (2) ①、④及び⑤に対応)

#### ① 取締役執行役員 CFO の選任と社外取締役の増員

当社では、事業執行サイドの最高責任者である専務取締役執行役員 C00 が事業本部のみならず、コーポレート本部及び経営企画本部等も所掌していたことから、事業本部における

予算達成のために企図された不正に対し、管理部門による内部牽制が十分に機能しづらい体制となっておりました。

これを是正するため、当社は、コーポレート本部及び経営企画本部を所掌する最高財務責任者（CFO）を取締役に選任し、管理部門による牽制機能を強化してまいります。

さらに、社外取締役を増員することで、取締役会の監督機能を強化してまいります。

#### ②異常検知のための実績モニタリング

本事案は広告施策がどのように事業成果に影響しているのかについて売上高と広告費には明確な相関関係が存在しないという特殊性から、従来主に行っていた予算実績差異分析によるモニタリングに加え、コーポレート本部が主体となって、一定金額以上の案件に対して利益率実績の月次推移分析等といった方法により、異常をいち早く検知することができるモニタリング体制を構築いたします。同体制の下で検知した異常については、その取引の商流や条件の経済合理性を検討し最高財務責任者（CFO）に報告することを徹底いたします。

#### （４）内部通報制度の実効性の向上（１．（２）②に対応）

当社の内部通報制度は、総務部や外部の弁護士へ役職員全員が直接通報することができ、かつ、当該制度の内容や通報窓口について、役職員全員が見ることができる社内イントラに掲示されているものの、役職員に対する内部通報制度の周知が十分になされていなかったことを踏まえ、内部通報制度の実効性を向上すべく、コンプライアンス研修の内容に内部通報制度に関する内容も織り込むことで、制度の周知及び浸透を図ってまいります。

#### （５）取締役会や監査役会へ十分な情報提供を行うことによる監督機能の強化（１．（２）③に対応）

今回の事態について、取締役会及び監査役会への情報提供が不十分であったがために、十分な議論がされておりました。

そのため、コーポレート本部が、取引開始前の契約審査等を通じて、例えば今回のように会計上の論点がある重要な事項を検知した場合には、最高財務責任者（CFO）が関与し、最高財務責任者（CFO）より取締役会に上程又は報告することとし、かつ、取締役会開催日に先立って、取締役及び監査役に対して、充実した審議をするための十分な資料を共有することを徹底いたします。

#### （６）内部監査機能の強化（１．（２）⑥に対応）

内部監査の実効性を確保するため、必要に応じて外部の専門家を利用することで、内部監査の人的リソースを確保いたします。また、不正リスクを考慮した内部監査を実施し、内部監査の過程で不正の兆候等を検知した場合には、監査役会へ報告することを義務化いたします。

ます。

さらに監査役、内部監査部門、会計監査人によるミーティングを少なくとも四半期毎に開催し、適時・適切な情報共有と意見交換を実施いたします。

(7) 会計監査人との連携の強化 (1. (2) ⑦に対応)

会計監査人への相談対象とする会計論点について、相談に先立ち、当社の判断とその論拠についてポジションペーパーを作成いたします。また、当社と会計監査人間で確認・合意した会計処理にかかる方針について事後的な会計上の解釈の齟齬を防ぐため、整理して書面化することを徹底いたします。

以上